

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策 事業費補助金について（医療機関・薬局等）

補助金の概要

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組みを行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所を対象として、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用に対して、「岐阜県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金」（以下「支援金」という。）を交付します。

2. 補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円＋5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

3. 補助対象医療機関

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大防止を防ぐための取組みを行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所が対象です。

ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者ではない訪問看護ステーションは補助対象外です。

また、「岐阜県新型コロナウイルス感染症院内感染防止対策事業費補助金（仮称）」（新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療提供体制確保事業）の支援金と重複して補助を受けることはできません。

4. 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が補助対象です。

「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は補助対象外です。

5. 補助対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。

概算交付申請の場合は、支出済みの費用だけでなく、申請日以降（令和3年3月31日まで）に支出が見込まれる費用も合わせて申請することができます。

申請手続き等

○ 概算交付申請

1. 申請方法

原則として「オンライン請求システム」※により、概算交付申請を行ってください。

※ 岐阜県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）が運営する、医療機関等が毎月の診療報酬請求事務で使用しているシステム

- ・ オンライン請求システム未導入の医療機関等は、国保連の支援金専用「WEB申請受付システム」により申請してください。
- ・ インターネット環境に対応していない医療機関等は、「電子媒体（CD-R等）」により申請してください。

※ 電子媒体に申請書類以外のデータを保存しないでください。

※ 電子媒体に医療機関等コード（10桁）を記載してください。

- ・ 電子媒体（CD-R等）による提出も困難な場合は、「紙媒体」により申請してください。

<申請書類の提出先>

電子媒体及び紙媒体による申請時の送付先は下記のとおりです。

持参または電子メールによる提出はできません。

〒500-8385

岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内

岐阜県国民健康保険団体連合会

※ 封筒の表面に「緊急包括支援金交付申請書 在中」と朱書きしてください。

※ 通常の診療報酬請求に同封するなど避け、申請書類のみを封入してください。

2. 提出書類

- ・ 交付申請書（様式1）

紙媒体により申請する場合のみ作成してください。

- ・ 事業実施計画書

「様式2-1 事業実施計画書」を入力いただくと、「様式1 申請書」に必要事項が自動的に転記されます。

紙媒体で申請する場合は、「様式2-2」により作成してください。

- ・ 口座振替依頼書兼債権者登録（変更）票

国保連に登録されている口座が債権譲渡されているなど国保連から振込みができない医療機関等が申請する場合のみ作成してください。

※ 詳細は「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」医療機関等の申請マニュアル～医療機関用～の7～8ページ「3. 概算交付申請の手続き」をご確認ください。

3. 申請受付の期間

- ・ 「オンライン請求システム」「電子媒体」「紙媒体」による申請は7月20日（月）から受付開始
- ・ 「WEB申請受付システム」による申請は7月25（土）から受付開始
- ・ 8月以降の申請書等の受付期間は、申請方法に関わらず毎月15日から月末まで（必着）となります。
- ・ 最終受付締切 令和3年2月28日（日）必着（郵送の場合は当日消印有効）

※ 申請期限を過ぎて提出された申請は受付できませんので、ご注意ください。

4. 交付の決定

申請を審査し、支援金の交付について文書により通知します。

5. 補助金の交付

交付の決定に基づき、国保連から支援金が支払われます。

6. 実績報告書の提出

事業終了後、下記により実績報告書を提出してください。

実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、交付した支援金額が交付すべき額を上回るときは、その上回る額を返還していただきます。

(1) 提出書類

- ・ 事業実績報告書
領収書等支払いに係る証拠書類を添付してください。
- ・ 所要額精算書及び事業実績額明細書

(2) 提出期限

補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和3年4月5日（月）のいずれか早い日

(3) 提出先

施設ごとに「問い合わせ先」に記載した担当所属に提出

※ 封筒の表面に「緊急包括支援金実績報告書 在中」と朱書きしてください。

○ 精算交付申請（原則として概算交付申請を想定していますので、精算交付申請を行いたいときは事前にご相談ください。）

1. 申請方法

申請書類を紙媒体により下記に提出してください。

<提出先>

施設ごとに「問い合わせ先」に記載した担当所属に提出

※ 封筒の表面に「緊急包括支援金精算交付申請書 在中」と朱書きしてください。

2. 提出書類

- ・ 交付申請書（第1号様式）
- ・ 事業実施計画書（様式2-2）
- ・ 口座振替依頼書兼債権者登録

3. 申請受付の期間

令和2年7月20日（月）から令和3年2月28日（日）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

※ 申請期限を過ぎて提出された申請は受付できませんので、ご注意ください。

4. 交付の決定

申請を審査し、支援金の交付について文書により通知します。

5. 実績報告書の提出

交付決定後、速やかに実績報告書を提出してください。

実績報告書において、対象とならない経費が含まれていた場合は、改めて内容を審査します。

(1) 提出書類

- ・ 実績報告書
領収書等支払いに係る証拠書類を添付してください。
- ・ 所要額精算書及び事業実績額明細書

(2) 提出期限

補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和3年4月5日（月）のいずれか早い日

(3) 提出先

施設ごとに「問い合わせ先」に記載した担当所属に提出

※ 封筒の表面に「緊急包括支援金実績報告書 在中」と朱書きしてください。

6. 補助金の交付

交付決定及び実績報告書に基づき、県から支援金が支払われます。

支援金申請に必要な書類等の入手方法

申請のご案内や申請書等は、令和2年7月1日時点で県が把握している医療機関等の所在地へ順次郵送しています。

また、次の方法でも申請に必要な書類等を入手できます。

- 岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード

URL : <http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/kakushu-iryo/11229/kansenshokansenboushitaisakuiryoukikanto.html>

- 岐阜県庁健康福祉部医療整備課（9階）
- 各県保健所総務課

その他

1. 支援金の申請金額について

支援金については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための取組を迅速かつ円滑に進めるため、

- (1) 事業に要する経費を全額で概算払（前払い）を行い、

- (2) 事業実施後に実績報告書（精算書）を提出し、
 (3) 精算額が概算払額を下回った場合は、差額を県に返納していただく制度
 となっております。

このため、差額の返納の手続きが生じないよう、設備や備品、作業の委託先から見積書を手入していただき、見積額に基づき申請されるようご協力ください。

また、実績報告書（精算書）には、納品書、領収書の写しなど支払額がわかる書類を添付していただきます（書類が確認できないものは支援金の対象となりません）ので、代金等の支払時に忘れずに受領・保管してください。

2. 消費税仕入控除税額の取扱いについて

消費税は、一つの商品が消費者に届けられるまでの流通の段階で取引のたびに課税されます。消費税は、実質的に消費者が税を負担することが予定されている間接税ですので、その重複を避けるため、申告納税手続きを行う事業者を通して、消費税の転嫁を行わなければなりません。この転嫁の仕組みが仕入税額控除です。

消費税等の課税事業者である事業者が、確定申告にあたって事業の実施に伴う事業経費を控除対象仕入税額として算入し、その消費税等に相当する金額の還付を受ければ、支援金のうち消費税等相当額の全部又は一部を事業者が負担しない結果となります。このように、実質的な負担がない消費税等相当額等に対して支援金を支出することは適切でないため交付金額から相応分を差し引く必要があります。

このことから、実績報告書提出後に確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合、「消費税仕入控除報告書」により県に報告していただく必要があります。

3. 控除対象仕入税額に算入できる額について

事業者の課税売上高や課税売上割合などによって計算方法が異なるため、額が明らかになる時点も事業者によって異なります。そのため、ご不明な点については最寄りの税務署へご相談ください。

〈消費税の転嫁の仕組み(イメージ図)〉

メーカー	卸売業者	小売業者	消費者
2,000円で 売上	3,000円で 売上	6,000円で 売上	
売上の消費税額 200円	売上の消費税額 300円 仕入の消費税額 200円	売上の消費税額 600円 仕入の消費税額 300円	
納付税額 200円	納付税額 100円	納付税額 300円	負担する消費税額 600円

- * 各事業者は、売上の消費税額から仕入の消費税額を控除して納付税額を計算します。
 \diamond 消費税納付額=[課税売上に係る消費税額]-[課税仕入に係る消費税額(仕入控除税額)]
- * 各事業者が納付した消費税額は、最終的に消費者が負担した消費税額と一致します。

メーカー 200円	+	卸売業者 100円	+	小売業者 300円	=	合計 600円
						消費者が負担した消費税額600円と一致

- * 仕入控除の適用があるのは課税事業者であり、免税事業者は適用となりません。

問い合わせ先**【制度に関するお問い合わせ】**

- 厚生労働省医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター
電話番号：03-3595-3317
受付時間：平日 9:30～18:00

- 岐阜県庁コールセンター
電話番号：058-272-8304
受付時間：平日 9:00～17:00

【オンライン請求システム、WEB 申請システムの操作に関するお問い合わせ】

- オンライン請求ヘルプデスク
電話番号： 0120-041-422
受付時間： 7月 土日祝日を含む毎日 8:00～21:00
8月 17日～31日の平日 8:00～21:00
9月以降 毎月15日～月末（15日が日曜の場合は16日から）
の平日 8:00～17:00

- Web 申請システムヘルプデスク
未定（決定次第、県公式HPでお知らせします）

【電子媒体、紙による申請に関するお問い合わせ】**【振込口座の登録に関するお問い合わせ】**

- 岐阜県国民健康保険団体連合会 健康推進課
電話番号：058-275-9823
受付時間：平日 8:30～17:15

岐阜県 担当所属

- 病院・診療所・助産所
住所：〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
担当所属：岐阜県庁健康福祉部医療整備課医療企画係
- 薬局
住所：〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
担当所属：岐阜県庁健康福祉部薬務水道課薬事麻薬係
- 訪問看護ステーション
住所：〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
担当所属：岐阜県庁健康福祉部医療福祉連携推進課在宅医療福祉係

正誤表

【添付資料一覧】

○ 表中

誤 「資料4 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業費補助金（医療機関・薬局等）に関するQ&A」

正 「資料4 岐阜県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金に関するQ&A」

○ 資料4

表題

誤 「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業費補助金（医療機関・薬局等）に関するQ&A」

正 「岐阜県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業費補助金に関するQ&A」